平成２５年（フ）第４１６９号
東京都文京区千石４丁目２―16―801
破産者　荒木　育子（旧姓杉山）
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８９号
東京都杉並区西荻南１丁目14―25
破産者　渡部　多恵
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２００号
東京都葛飾区堀切２丁目18―４
破産者　比嘉　三郎
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０１号
東京都葛飾区堀切２丁目18―４
破産者　比嘉惠美子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０７号
東京都府中市小柳町２丁目５　第５ひばりマンション207
破産者　佐藤　典子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０８号
東京都練馬区下石神井３丁目４―３　かねだい荘１―Ｂ、開始決定時の住所東京都練馬区関町東１丁目17―５―101
破産者　深海ひろみ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２２８号
埼玉県所沢市大字北秋津876―２―Ｃ―803
破産者　上月　捷年
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２５８号
東京都中野区江原町２丁目17―12
破産者　佐久間朝雄
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３１９号
東京都渋谷区本町４丁目18―１　第三寺前ビル301
破産者　長井　啓子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３８号
東京都新宿区西落合４丁目８―11―102
破産者　柴田　啓佑
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２２号
神奈川県横須賀市汐見台１―５―505
破産者　名古屋砂百合
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３９０号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目17番地13
破産者　有限会社鳶一名建
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
青森県弘前市大字新寺町34番地73
破産者　有限会社ささき
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第３２３号
埼玉県川口市西川口１丁目26番４号
破産者　東洋ホクト株式会社
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
千葉県松戸市西馬橋広手町135番地　マンション第６松戸308号
破産者　境　　義隆
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６８号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目７番18―304号　サンホワイト
破産者　柴崎　恭子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９２号
埼玉県八潮市大字伊勢野236番地　レヴィール八潮1007号、開始決定時の住所千葉県柏市西原４丁目９番45号
破産者　篠塚　久範
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０４号
千葉県流山市駒木560番地の61
破産者　岩間　真実（旧姓松本・千葉）
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３１号
千葉県我孫子市我孫子４丁目30番13号
破産者　佐藤　晴美
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６６１号
東京都渋谷区東１丁目２―20―2204
破産者　山本　一豊
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７号
東京都杉並区浜田山１丁目８―８
破産者　染谷　和夫
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６０号
富山県滑川市上小泉473番地
破産者　有限会社まるさ商事
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部